

中山町告示 15号

中山町賃上げ促進支援金交付規程を次のように定める。

令和8年2月24日

中山町長 佐藤 俊 晴

中山町賃上げ促進支援金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、町内中小企業の賃上げの環境整備を図るため、3パーセント以上の賃上げを実施した町内中小企業に対して、賃上げを実施した労働者の人数に応じて支援金を交付することに関し、中山町補助金等の適正化に関する規則(昭和40年規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 正規雇用労働者 次のいずれにも該当する労働者をいう。

イ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

ロ 派遣労働者として雇用されている労働者でないこと。

ハ 同一の事業者には雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、休日、定期昇給及び昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇(以下「正社員待遇」という。)が適用されている労働者であること。ただし、正社員待遇が適用されていない正社員としての試用期間中の者を除く。

(2) 非正規雇用労働者 前号に該当しない労働者をいう。ただし、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定に基づく雇用保険の被保険者でない者を除く。

(3) 賃上げ 基本給の水準を恒常的に引き上げること。ただし、定期昇給及び諸手当の増額は含まない。

(支援対象事業者)

第3条 この支援金の交付の対象となる事業者(以下「支援対象事業者」という。)は、次のとおりとする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の規定による中

小企業者であること。

(2) 町内に本店又は所在地を置く、別表に定める業種の商工事業を営む法人又は個人事業主であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 町税等の滞納がある者

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

(4) 中山町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当する者

（支援要件）

第4条 支援金は、次のいずれにも該当する事業者に交付する。

(1) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに令和7年9月30日時点の基本給と比べて3パーセント以上の賃上げを実施すること。

(2) 最低賃金法（昭和34年施行法律第137号）に基づき令和7年12月23日に適用された山形県最低賃金1,032円以上となっていること。

(3) 正規雇用労働者又は非正規雇用労働者を雇用していること。

(4) 賃上げ後の賃金支給実績が1か月以上あること。

(5) 賃上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の合計額又は50万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。

(1) 賃上げをした正規雇用労働者1人あたり5万円

(2) 賃上げをした非正規雇用労働者1人あたり3万円

（交付申請書）

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、中山町賃上げ促進支援金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して、町長が別に定める日までに申請するものとする。

(1) 雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し

- (2) 増額改定前後 1 か月の出勤簿又はタイムカードの写し
- (3) 労働条件通知書又は賃金台帳の写し
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(交付決定等の通知)

第 7 条 規則第 8 条及び第 10 条第 3 項に規定する交付決定等の通知は、支援金交付決定通知書（様式第 2 号）によるものとする。

(実績報告書)

第 8 条 前条の通知を受けた者は、規則第 14 条の規定にかかわらず、第 6 条に掲げる書類をもって規則第 14 条の実績報告をしたものとみなす。

(補助金額の確定の通知)

第 9 条 町長は、規則第 15 条の規定にかかわらず、第 7 条の通知をもって、規則第 15 条の支援金の額の確定通知をしたものとみなす。

(帳簿の備付け等)

第 10 条 規則第 21 条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(不当利得の返還)

第 11 条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、交付を行った支援金の返還を求めるものとする。

(雑則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、この支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの告示の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第 3 条関係）

日本標準産業分類の以下の(1)及び(2)を除いたすべての業種

(1) 大分類	「A 農業、林業」、「B 漁業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「S 公務(他に分類されるものを除く)」及び「T 分類不能の産業」
(2) 中分類以下	「大分類J 金融業、保険業のうち、小分類674 保険媒介代理業、675 保険サービス業以外」、「大分類M 宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」、「大分類N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類803 競輪・競馬等の競走場、競技団、細分類8064 パチンコホール、8094 芸ぎ業、細分類8096 娯楽に附帯するサービス業」、「大分類O 教育、学習支援業のうち、中分類81 学校教育」

年 月 日

中山町長 様

申請者 住所
法人名又は商号
代表者氏名
連絡先

中山町賃上げ促進支援金交付申請書

中山町賃上げ促進支援金について、中山町賃上げ促進支援金交付規程（以下「交付規程」という。）第2条に規定する要件を全て満たすので、下記のとおり申請する。また、下記2に掲げる事項に同意する。

記

- 1 申請する支援金の額 _____円
賃上げを実施した正規雇用労働者の数 _____人×5万円＝_____万円
賃上げを実施した非正規雇用労働者の数 _____人×3万円＝_____万円

2 同意事項（同意する事項の□に「✓」を付けてください。）

<input type="checkbox"/>	交付規程第3条第1項に規定する要件を満たしていること。
<input type="checkbox"/>	交付規程第3条第2項に規定する要件のいずれにも該当しないこと。
<input type="checkbox"/>	交付規程第4条に規定する要件を満たしていること。
<input type="checkbox"/>	本件申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。
<input type="checkbox"/>	審査にあたり町税等の納付状況を確認すること。

※上記の全ての欄に「✓」がある場合のみ交付申請を行うことができます。

3 “正規”雇用労働者の内訳 ※枠が足りない場合は行を追加してください。

	氏名	雇用保険 被保険者 (✓)	賃金増額 改定日	改定前 の基本給 A (円)	改定後 の基本給 B (円)	増額 金額 B - A (円)	増額率 $\frac{B-A}{A}$ (%)
1			R . .				
2			R . .				
3			R . .				
4			R . .				
5			R . .				
6			R . .				
7			R . .				
8			R . .				
9			R . .				
10			R . .				

4 “非正規”雇用労働者の内訳 ※枠が足りない場合は行を追加してください。

	氏名	雇用保険 被保険者 (✓)	賃金増額 改定日	改定前 の基本給 A (円)	改定後 の基本給 B (円)	増額 金額 B - A (円)	増額率 $\frac{B-A}{A}$ (%)
1			R . .				
2			R . .				
3			R . .				
4			R . .				
5			R . .				
6			R . .				
7			R . .				
8			R . .				
9			R . .				
10			R . .				

名称及び代表者氏名 様

中山町長

中山町賃上げ促進支援金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった中山町賃上げ促進支援金について、中山町補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という。）及び中山町賃上げ促進支援金交付規程（以下「交付規程」という。）に基づき、下記のとおり支援金を交付することに決定したので通知します。

記

1 支援金の額 円

2 交付の条件

- (1) 支援金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業で、その内容は申請書記載のとおりとする。
- (2) 申請者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を、令和9年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。
- (3) 支援金の交付の対象となる者は、この支援金に関しては、規則及び交付規程に従わなければならない。
- (4) 申請内容等に虚偽記載又はその他不正な手段により交付を受けたときは、支援金の返還を求める場合がある。